くらしの法律救急箱



第69回

ト中傷被害対策のギモン

をされています。削除を求めることはできるでしょう インターネット上の掲示板に、 誹謗中傷の書き込み



ゕู

書き込まれた内容が法的な救済の対象となるかを検討 もしれず)、救済の対象とするのは困難です。オンラ 個人を特定できない場合は また、実名入りで中傷の書き込みなどがされていても 定につながらない場合は同様です。 インゲームでのハンドルネームについても、個人の特 れているだけではプライバシーの侵害とはいえません。 しなければなりません。例えば、掲示板に名前が書か まず、 対象とされるサイトのURLを特定した上 (同姓同名の他人のことか

合は、 撃やプライバシー侵害であり、違法性が認められる場 ない場合は、 います。 社等の削除依頼の受付方法を確認し、それに沿って行 そして、書き込まれた内容が特定の個人への人格攻 削除請求を行うことになります。サイト運営会 削除請求をしたにもかかわらず応じてもらえ 裁判所の手続 (削除の仮処分や訴訟)を

行うことになります。



き込まれる場合にはどのように対処すればよいですか 誹謗中傷の書き込みが一旦削除されても繰り返し書



とが考えられます。 約を確認し、そのような条項があれば、管理者に申告 止する条項が含まれていることが多いため、まずは規 して、規約違反による退会等の処分をするよう促すこ 般に、サイトの規約には誹謗中傷の書き込みを禁



やめさせることはできないでしょうか イトで行われるかもしれません。発信者を特定して、 この掲示板で書き込みができなくなっても、他のサ



め る前提となりますので、誹謗中傷の証拠を確保するた **A**1のとおり、書き込みの内容の違法性が手続をと 印刷その他の方法で保存しておくことが必須です。



小島幸保(とじま・さちほ)

ングプロバイダ)に対して、IPアドレスの情報開 示請求を行う サイト管理者(コンテンツプロバイダ・ホスティ 求が必要です。

を特定するためには、

次の2段階の発信者情報開示請

び発信者の特定を検討することになりますが、発信者 その上で、プロバイダ責任制限法に基づく削除依頼

2 で判明したIPアドレスから発信者を割り出すため 情報開示請求を行う インターネットサービスプロバイダに対して、①

ます。 投稿から時間が経つと、発信者の特定は不可能となり 記録は3か月程度で自動的に消去されてしまうため ただし、インターネットサービスプロバイダの通信

して刑事手続による解決も検討すべきでしょう。 きる場合もありますので、内容次第では、警察に相談 なお、 誹謗中傷行為は名誉毀損罪に当たると評価で



根の内容が書き込まれ、極めて低い評価が掲載されて いるのを発見しました。嫌がらせ目的だと思うのです 飲食店を経営していますが、口コミサイトに事実無

直ちに削除してもらえないでしょうか

及

が、



評の書き込みは、店舗側にとって一大事です けた上での意見が集積されたものとして、閲覧した人 するものであるとはいえ、実際にサービスの提供を受 の店舗選択の参考にされていますから、低い評価や悪 口コミサイトは、投稿者の主観によってお店を評価

めて限られます。 とになるでしょう。結局、それがその人の正当な評価 相当性を逸脱しない投稿者の「意見」と評価されるこ が低く、お勧めしません」などの書き込みは、社会的 ることになり、「この店はまずい」とか「接客レベル 評価はそれぞれであり、高い評価も低い評価もあり得 の主観」に基づいて評価するという仕組みです。人の ばなりません。ところが、 その書き込みの違法性を店舗側が主張・立証しなけれ な観点からも、サイト管理者が削除に応じる場合は極 なのか、中傷なのかの判断は容易ではなく、そのよう 店舗側がサイト管理者に削除を申し入れるためには、 口コミサイトは、「投稿者